

令和3年度ひょうごの水辺魅力再発見！支援事業募集要項

I 事業の目的

兵庫県では、豊かで美しい「里海」の再生等のための水辺環境保全の取組を支援しています。そこで、地域団体等が行う藻場・干潟等の再生・創出、ヨシ原の復元、河口干潟の保全等、水辺における活動に対して助成等を行います。

II 募集する事業

1 補助対象事業

補助金交付決定後に着手する県内で水辺環境の保全に資する取組等の事業です。

(対象) 藻場・干潟等の再生・創出、ヨシ原の復元、河口干潟の保全など、
創出面積等により事業成果が確認可能なもの。

※清掃活動や調査活動、環境学習活動のみの事業は補助対象ではありません。

2 補助対象経費

経費区分は以下のとおりで、補助対象事業の実施に必要となる経費で、かつ、同事業に使用したことが証明できる経費とします。

経費区分	内 容	備 考
水辺環境の保全に資する取組費用	材料費、環境学習用資材費、講師謝金・旅費、会場使用料、借料(機器等)、バス借上代、用船料、潜水作業費、印刷製本費、通信運搬費、旅費	謝金：1時間あたり6,100円を超える分は申請者負担 旅費のうち宿泊費は対象外 清掃活動費用等は対象外 保険料、振込手数料等は対象外
調査活動費		
水辺を利用した環境学習活動費用		
その他、審査会が必要と認める経費		

(補助対象となる活動のイメージ)

水辺環境の保全に資する取組活動	水辺環境の保全に資する取組活動 調査活動	環境学習活動	調査活動	環境学習活動
-----------------	-------------------------	--------	------	--------

3 補助限度額

50万円

4 事業実施期間

補助対象事業の実施期間は、補助金交付決定後から令和4年3月22日(火)までとします。

※令和4年3月22日(火)が実績報告書の提出期限です。

III 補助対象団体

補助対象団体は、活動の本拠地が県内にあり、県内で活動する地域団体等です。

※地域団体等とは、特定非営利活動法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合などのほか、原則以下のすべての要件を満たす団体。

・組織の運営に関する規約またはそれに相当する文書を有していること。

- ・政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ・公序良俗に反する等、適当でない認められる団体でないこと。

IV 申請手続

1 提出書類

次の書類を提出してください。（提出いただいた書類は返却しません。）

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②誓約書（様式第1号の2）
 - ③納税証明書（3） ※兵庫県税について課税実績がない場合は誓約書
 - ④事業実施計画書（別添様式1）
 - ⑤実施体制及び実施場所の概要
 - ⑥団体のプロフィール（別添様式2）
 - ⑦団体の概要を示す資料（設立趣意書、定款または会則、役員名簿、団体収支予算等）
 - ⑧団体の活動実績を示す資料〔団体の概要が分かる資料（パンフレット等）を含む〕
- ※審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

2 提出方法

補助金交付申請書等を募集期間内に、事務局まで提出してください。

募集期間：令和3年4月30日(金)～令和3年5月28日(金)

3 提出先・問い合わせ先

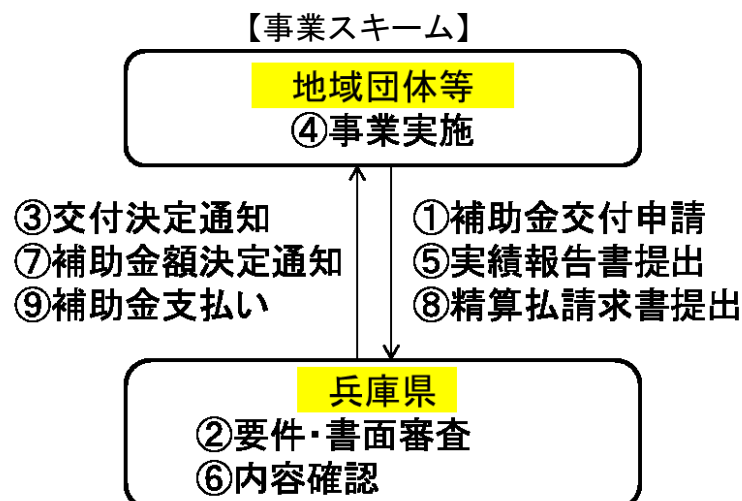
兵庫県農政環境部環境管理局水大気課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

E-mail:mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp

TEL:078-362-3291 FAX:078-362-3966

4 事業スキーム・スケジュール



【事業スケジュール】

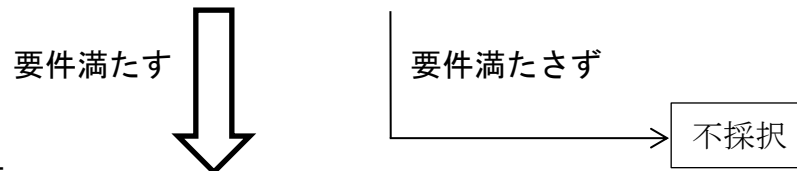
年間予定	時期等	兵庫県	書類等	申請者
公募開始	4月30日(金)	公募告知		
		補助金交付申請書受理	① 補助金交付申請書	補助金交付申請書等作成
公募締切	5月28日(金)	② 要件・書面審査		
交付決定	6月中旬	交付決定	③ 交付決定通知書 (不採択の場合も通知)	交付決定通知書受理
		必要により中間検査		④ 事業開始 ↓ 対応 ↓ 事業完了
実績報告書	令和4年3月22日(火)まで	実績報告書受理	⑤ 実績報告書	実績報告書作成
内容確認		⑥ 内容確認		
		補助金額確定	⑦ 補助金額確定通知書	補助金額確定通知書受理
支払請求		精算払請求書受理	⑧ 精算払請求書	精算払請求書作成
補助金支払い			⑨ 補助金支払い	補助金受領

5 審査

事務局による要件審査を経た申請に対して、審査基準に基づき書面審査を行います。書面審査の採点結果に基づき、得点上位の事業から採択します。

① 要件審査

要件項目
募集要項の要件を満たしている
応募団体の活動内容



② 書面審査

大項目		評価項目
1	事業の目的	事業の目的が明確であり、かつ、適切であるか。
2	計画・費用の妥当性	事業計画、スケジュールが実現可能であるか。
		事業内容が団体の独自性を活かしたものであるか。
		事業内容に見合った経費積算であるか。
3	事業の効果（水質の保全・生物多様性の改善、発展性、地域への波及）	事業実施により、水質の保全が図られることが期待できるか。
		事業実施により、生物多様性の改善が図られることが期待できるか。
		他の地域への広がりが期待できる事業であるか。
		地域住民の参加が期待でき、沿岸域の環境保全などに資する事業であるか。
4	団体の体制	団体として、事業実施体制が整備されているか。
		継続的な事業実施が期待できる組織であるか。

V 注意事項

- ・申請の際は、必ず「令和3年度兵庫県農政環境部補助金交付要綱」を確認してください。
- ・補助金の申請は、1団体1事業までとします。
- ・事業実施予定地の確保、事業実施に伴い必要となる手続等は応募団体の責任で行ってください。
- ・既に申請済の団体と構成メンバーが重複する団体や関連団体については、事務局の判断により不採択とすることがあります。

- ・他団体からも補助金を受けている（予定含む。）場合は、その補助金の申請書等内容の分かるものを添付してください。
- ・補助金額については、審査結果及び予算により減額する場合があります。
- ・事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金額は原則、交付決定された額を上限とします。
- ・補助対象団体の運営のための経常的経費（事務所賃借料、職員給与、事務機器の購入、光熱水料、電話代、消耗品等）及び備品購入費は、補助対象外とします。
- ・事業内容等を県ホームページや事例集等で紹介することがあります。
- ・事業成果に関する報告会等を開催する場合、事業内容等についての発表を依頼することがあります。
- ・応募・採択状況により、追加募集する場合があります。